

令和7年(ワ)第2263号 除名処分無効確認等請求事件

原告 木原 功仁哉

被告 日本誠真会 外1名

訴へ変更申立書

令和8年4月28日

神戸地方裁判所第4民事部合議B係 御中

原告 木原 功仁哉

原告は、以下のとおり訴への変更(請求の拡張)をする。

なほ、以下の変更後の請求の趣旨のうち、下線で指示した部分は、訴状の請求の趣旨からの変更部分である。

変更後の請求の趣旨

- 1 被告らが令和7年12月7日になした原告に対する除名処分は無効であることを確認する
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、500万円及びこれに対する令和7年12月7日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 3 被告らは、原告に対し、連帯して、200万4125円及びこれに対する令和8年1月8日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

変更の理由

第1 はじめに

本申立ては、被告吉野が、本件除名処分後に出演した対談動画において、本件除名処分の理由として、原告があまりにも多くのうそをついた、そのことで何度

も警告したが従はなかつたので除名したなどと、あたかも原告に一方的に非があつたかのやうな発言をなし、同発言を撮影した動画を不特定多数者に視認させて原告の社会的評価を低下させる行為に及んだ。

上記発言は、甲15の2の発出に次ぐ新たな名誉毀損行為であるが、甲15の2の「党の規律維持上、看過できない点があった」との本件除名処分を被告吉野が補足して説明するものと言へるから、既存の請求と争点が共通し、請求の基礎に同一性があるため、請求の拡張に及んだものである。

第2 令和8年1月8日動画による名誉毀損

1 本件動画の概要

被告吉野は、株式会社ドワンゴが提供する動画配信サービス「ニコニコチャンネル」上で、石田和靖が開設したチャンネル「越境3.0国際情勢アカデミー」の、令和8年1月8日の生配信（以下「本件動画」と言ふ。）に出演した（甲16）。なほ、石田は、現在、被告党の有識者（アドバイザー）である。

（本件動画のタイトル）

【ニコニコ全編ライブ配信】2026年の高市政権と世界情勢を徹底考察（吉野敏明×石田和靖）（<https://live.nicovideo.jp/watch/lv349591799>）

本件動画は、前半が無料部分、後半が会員限定の有料部分で構成され、不特定多数人が視聴することができる。

2 本件発言

本件動画のうち、有料部分の43分33秒～60分29秒の部分の動画が甲17の1であり、甲17の2は、そのうち53分57秒～58分35秒の部分（甲17の1のうち10分24秒～15分02秒の部分）を反訳したものである。

同反訳部分の中で、被告吉野は、以下の発言をした。

（甲17の2・2頁13行目以下）

吉野 だってさ、そんなに文句言うんだったらさ、自分で政党つくればいいじゃん。

石田　そうですね。

吉野　うん。

石田　本当に日本を変えたいんだとか思ってて、よしりんじゃ駄目なんだって思
うんだったら、自分で政党つくったらいい。

吉野　そうでしょう。文句があるんだったら自分で政党つくればいいじゃん。

石田　そう、動けばいいの。

吉野　で、僕よりもお金を集めて、人を集めて、……いいだけじゃない。

石田　動けばいいんですよ。

吉野　だって、それで、僕が、だから、あんまりそのうそをたくさん言うから、
ちゃんと警告したんですよ、だから。

石田　うん。

吉野　まずは1回目は口で言いました。次、電話で言いました。それで、文書で
出しました。で、文書で出しても駄目だっていったら、これ以上やったら、
まあ本当にこのカードは切りたくないけど除名しますよって言ってなったわ
け。

そしたら、除名が無効だっていう裁判起こすって言ってんだけど、これさ、
和さんだから言うんだけどさ、男女の関係にそっくり。

石田　うーん。

このやうに、被告吉野は、対象者が「あんまりそのうそをたくさん言う」事実があ
り、口頭、電話、文書の合計3回にわたって警告し、「これ以上やったら…除名しま
すよ」との警告を受けながら対象者がうそをつき続けたために除名したとの事実を摘
示する発言をした（以下「本件発言」と言ふ。）。

3 同定可能性

被告党から除名され、さらに除名が無効であると主張した民事訴訟を提起したのは、
原告以外には存在せず、そのことは、本件除名処分をめぐる一連の経緯を知り又は知
ることができる一般人の立場に立てば、対象者が原告であると容易に同定できる。

4 公然性

本件発言は、有料部分であるとは言へ、月額550円を支払えば誰でも視聴できる
(甲18)。

本件動画の来場者数は、令和8年4月22日時点で5742人に達してゐたのであ
るから(甲16)、相当の拡散がなされてゐたと言へる。

よつて、本件発言の内容が、不特定多数人に伝播される可能性が十分にあり、現に伝播してゐたのであるから、公然性がある。

5 社会的評価の失墜

原告は、弁護士である。

弁護士職務基本規程第6条は「弁護士は、名誉を重んじ、信用を維持するとともに、廉潔を保持し、常に品位を高めるように努める。」と定めてゐる。

それにもかかはらず、被告吉野が本件発言に及んだことにより、原告が多数のうそをついてゐる事実が広く知れ亘れば、原告の弁護士としての信用を著しく損なふ結果となる。

さらに、原告は、令和9年4月執行の神戸市議会議員選挙（同市東灘区選挙区）への立候補を予定してゐることから、弁護士業務にとどまらず、同選挙結果に多大な影響を及ぼすおそれが高い。

このやうに、本件発言は、原告の社会的評価を著しく失墜させるものである。

6 真実性及び真実相当性がない

原告が被告吉野に対して虚言を弄し、そのことについて被告らから警告を受けたことは一度もないから、真実性もなければ真実相当性もない。

7 共同不法行為

本件発言は、被告吉野が被告党の代表者としてなした発言であるから、被告らは共同不法行為責任を負ふ。

8 小括

以上のとおり、本件発言により原告の名誉を毀損したことは明らかであり、被告らは共同不法行為責任を負ふ。

第3 損害

1 慰謝料 200万円

前記第2.5で述べたとおり、本件発言により原告の社会的評価は著しく低下したが、本件動画は本日時点でも公開されてゐるので、今後も低下し続けることが見込まれる。

原告は、日本誠真会の党勢拡大のために、物心両面で多大な尽力をした。それにもかかはらず、被告吉野の独断によつて除名され、さらに被告吉野が虚偽事実をでつち上げて原告の名誉を毀損したことに、強い憤りの念を抱いてゐる。

そのため、本件発言により原告が被つた精神的苦痛は甚大であり、これを慰藉することは固より困難であるが、敢へて慰謝料として評価するとすれば、200万円を下らない。

2 反訳費用 4125円

原告は、本件発言がどのような文脈で行われたかを明らかにするためには、本件発言の前後の会話を文字化した証拠を提出する必要があると考へ、甲17の1の反訳を株式会社サン・ライティングに依頼し、同社に対し4125円を支払つた（甲19の1、甲19の2）。

同反訳費用は、本件訴訟を提起するために必要な経費であり、不法行為との相当因果関係がある損害である。

第4 請求のまとめ

よつて、原告は、被告らに対し、連帯して、共同不法行為に基づく損害賠償請求として200万4125円及びこれに対する不法行為の日（本件動画が配信された日）である令和8年1月8日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

以 上